

平成20年1月16日
近畿農政局

JAS法の品質表示基準の適用範囲の拡大に関する説明会の開催について（食品の業者間取引の表示）

業者間取引の表示のあり方については、平成19年7月から「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」において、有識者の皆様に御議論いただき、10月31日に開催された第6回検討会において、「加工食品の原料供給者の取引について、表示義務を課すべきであり、消費者の信頼回復を図るためには、できるだけ早急に実施に移すべき」との報告が出されたところです。

これを受け、事業者等への制度の周知・啓発を精力的に行い、実効性のある制度とする必要があることから、下記のとおり説明会を開催することとしましたので、お知らせします。

記

1 概要

(1) 日時・場所・定員等

（詳細の添付ファイルは各会場をクリックすると別ウィンドウで開きます。）

平成20年

1月30日（水）	神戸市	兵庫県農業共済会館	210名
2月14日（木）	滋賀県彦根市	ひこね燦ぱれす	60名
2月14日（木）	兵庫県姫路市	姫路市市民会館	200名
2月20日（水）	大津市	大津市勤労福祉センター	150名
2月20日（水）	兵庫県朝来市	兵庫県北部農業技術センター	150名
2月20日（水）	奈良県橿原市	奈良県橿原文化会館	200名
2月21日（木）	京都府福知山市	京都府立中丹勤労者福祉会館	70名
2月25日（月）	和歌山市	和歌山地方合同庁舎	100名
2月26日（火）	和歌山市	和歌山地方合同庁舎	100名
2月26日（火）	滋賀県近江八幡市	滋賀県立男女共同参画センター	50名
2月26日（火）	奈良市	奈良県文化会館	200名
2月28日（木）	大阪市	クレオ大阪中央	500名
3月4日（火）	京都府亀岡市	ガレリアかめおか	50名
3月7日（金）	京都市	京都市呉竹文化センター	350名

(2) テーマ JAS法の品質表示基準の適用範囲の拡大について
(食品の業者間取引の表示)

(3) 主催 農林水産省近畿農政局及び各府県農政事務所

2 説明会出席者の募集

近畿各会場の出席者を募集します。応募者が定員を超過した場合、募集を締め切ります。

【応募上の注意とお願い】

応募多数の場合は先着順といたします。ただし、多くの関係者に幅広くご出席いただくため、同一と考えられる組織から多数の方の応募があった場合には、勝手ながら当方において、人数を調整いたします。出席いただける方には別途FAX(受付票)等にてご連絡いたします。(兵庫県内の会場は特段の連絡を致しません)

申込締め切りは、各会場指定の日(開催日7~10日前)までとさせていただきます。

各会場ごとの応募先・問い合わせ等については、1の添付ファイルをご確認下さい。くわしくは、開催地の農政局・農政事務所等にお問い合わせ下さい。

【報道関係の皆様へ】

取材を希望される方は、直接各応募先へお申込(ご連絡)ください。

なお、報道関係者によるカメラ撮りは、説明会冒頭のみとさせていただきます。

【お問い合わせ先】

近畿農政局消費・安全部表示・規格課

担当者：上野、杉本

代 表：075-451-9161 (内線2235)

F A X：075-417-2149

【各府県ごとのお問い合わせ先】

滋賀農政事務所 077-522-4272

大阪農政事務所 06-6943-9691(代)

兵庫農政事務所 078-331-9943

奈良農政事務所 0742-23-1283

和歌山農政事務所 073-436-3848